

平成 29 年 12 月 25 日

お客さま各位

神 奈 川 銀 行

キャッシュカードによるお振り込みの一部制限について

いつも神奈川銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行では、急増する「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」等の特殊詐欺被害を防止する対策として、下記のとおり、当行キャッシュカードでのお振り込みを一部制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、お客さまの大切な預金を悪質な犯罪より守るための対応であることを、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

次の（１）と（２）の両方にあてはまるお客さま

（１） 年齢が 70 歳以上の個人および個人事業主のお客さま

（２） 過去 3 年間※にキャッシュカードでのお振り込みのご利用のないお客さま

※ 最終利用月を含めた 36 カ月間となります。

2. 制限の内容

対象となるお客さまの当行キャッシュカードによる A T M でのお振り込みができなくなります。

※ 他金融機関でのお振り込みを含みます。

3. 対応開始日

平成 30 年 1 月 4 日（月）

4. お振り込みについて

対象となるお客さまで、キャッシュカードでのお振り込みを希望される場合は、当行営業時間内（午前 9 時から午後 3 時）に「キャッシュカード」、「ご本人確認書類」、「お届印」をご持参のうえ、当行窓口までお申し出ください。

ご不明な点がございましたら、各営業店窓口までお問い合わせください。

以 上